

2011年9月1日制定

一般財団法人 比較法研究センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人比較法研究センターと称するものとし、英文では Kyoto Comparative Law Center と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、情報科学、自然科学との学際的研究を通して国内外の法律情報の調査、収集及びそのシステム化を行ない、かつ、法文化、法政策の比較研究を行って、その成果を広く社会に提供し、もって国内ないし国際的な学術上、文化上の交流の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 法学と情報科学、自然科学を含む他の諸科学との学際的研究
- (2) 国内外の法律情報の収集、調査、研究及びそのシステム化とその成果の提供
- (3) 国内外の法文化、法政策の調査、研究及びその成果に基づく政策提言
- (4) 第1号から第3号の事業に係る学際的なネットワークの構築
- (5) 開発途上にある海外の国・地域に対する開発促進にかかる法律研修
- (6) 第1号から第5号の事業に関する出版、研究助成及び会議、研究会、セミナー等の開催
- (7) その他第1号から第6号に準じこの法人の目的を達成するための事業

2 前項第1号から第5号にかかげる事業は、次の領域を主たる対象とする。

- (1) 第1号から第3号にかかる事業については、民事法及び民事手続法等の基本法的

な法領域及び、とくに、競争法（経済法）、知的財産権法、消費者法、情報法、租税法等、現代社会で生成する諸問題にかかる法領域。

(2) 第4号にかかる事業については、とくに、医療と法との学際的な領域のネットワークの構築等にかかる領域。

(3) 第5号にかかる事業については、とくに、知的財産権法、投資関連法、国際租税法等にかかる法領域。

3 第1項にかかる事業は、国内及び海外において行うものとする。

第3章 会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間、）備え置くものとする。

(長期借入金及び新たな義務負担等)

第8条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還す

る短期借入金を除き、評議員会において承認を得なければならない。

2 前項の規定に該当する借入金及び収支予算書で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときも同様とする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等法令の規定に従い、評議員会において行う。評議員の選任及び解任手続きについては、評議員会が別途定める。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の全員に支払う総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更（30条）
- (6) 残余財産の処分（32条）
- (7) 長期借入金並びに新たな義務の負担及び権利の放棄の承認（8条）
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催及び招集）

- 第15条 評議員会は、定時評議員会として事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 4 評議員会の議長の選任は、当該評議員会に出席した評議員の互選による。

（決議）

- 第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

- 第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 互選した評議員の代表2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

（役員の設定）

- 第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を「理事長」とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を「副理事長」とすることができる。
 - 4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、各年度の全員に支払う総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務及び権限)

第26条 理事会は、次の事項について、職務を行い権限を有する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 事業報告書及び決算の承認

(開催及び招集)

第27条 理事会は、定時理事会として毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から10日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序に従って、当該担当理事が、理事会を招集し、議長の職務を行う。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長と監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 30 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 31 条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 32 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 33 条 この法人の公告は、官報に掲示する方法により行う。

第 10 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 34 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録

- (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 処務日誌
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) その他必要な書類及び帳簿
2. 前号第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第6号の書類は永年、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第35条 この定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は永田眞三郎とする。